

岩手県監査委員告示第42号

監査結果の公表（平成25年岩手県監査委員告示第35号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年11月5日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見
岩手県監査委員 高 橋 昌 造
岩手県監査委員 伊 藤 孝次郎
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1（1） 監査対象機関名 県南広域振興局土木部花巻土木センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年5月8日及び9日

イ 本監査実施日 平成25年6月18日

（3） 監査結果の公表の日 平成25年8月6日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
工事請負費の部分払いに当たり、約定の支払期限を相当期間経過してから支出しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	工事請負費の執行については、進行管理表を作成し、業務の進行を管理するとともに、複数による業務の確認を徹底することにより再発を防止することとした。

2（1） 監査対象機関名 県南広域振興局土木部北上土木センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年5月8日及び9日

イ 本監査実施日 平成25年6月19日

（3） 監査結果の公表の日 平成25年8月6日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
移転補償費の支出に当たり、予算の繰越区分を誤っていたものが1件、620,200円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	移転補償費の執行については、支出の内容及び予算令達内容を十分に確認し、再発を防止することとした。
公舎料の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが2件、82,640円、調定すべき金額より多く調定しているものが1件、21,000円、少なく調定しているものが2件、26,240円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	公舎料の徴収については、今後は、調定入力後の給与支給日に、公舎料の引去り状況を確認することにより再発を防止することとした。